平成２５年（フ）第３４３号
静岡市清水区駒越中２丁目11番７号
破産者　塚本　裕之
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４９７号
奈良県大和郡山市本庄町33番地10
破産者　井内組こと　井内　重昭
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第６２４号
広島市安佐南区八木４丁目13番７―102号
破産者　水津　陽一
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１０号
香川県高松市屋島東町1095番地102
破産者　宇山　正文
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第８６号
香川県木田郡三木町大字池戸3393番地10
破産者　植村シゲコ
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０号
長崎県長崎市高平町３番２号
破産者　野中　義孝
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５１号
長崎県長崎市多以良町2160番地28　コーポエレガンス103、旧住所長崎県西海市大瀬戸町雪浦小松郷598番地３
破産者　横尾　正文
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４３号
熊本市東区長嶺南３丁目４番35号
破産者　山田　喜美
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０５号
熊本市南区城南町島田404番地、前住所静岡県磐田市小立野424番地３
破産者　桑原　孝憲
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１号
鹿児島県霧島市隼人町姫城1024番地　姫城403Ａ棟210号
破産者　前村　　弘
１　決定年月日　平成25年９月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７３５号
札幌市白石区川北２条１丁目21番２号
破産者　篠原　明男
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８０６号
名古屋市中川区小本本町３丁目118番地
破産者　山森　良則
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８２７号
名古屋市中区千代田３丁目32番８号　アーバンラフレ鶴舞公園１棟710号、開始決定時の住所愛知県弥富市鯏浦町下六72番地２
破産者　鈴木　孝典
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２４０号
愛知県尾張旭市東栄町２丁目５番地20　ＰＩＡ水野ビル２―Ｃ号、開始決定時の住所愛知県瀬戸市平町２丁目65番地
破産者　なりた電気工事こと　成田　　昇
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７９号
名古屋市中川区打中２丁目264番地　ウチデマンション101号、従前の住所名古屋市中村区名駅南２丁目９番22号
破産者　**𧘕**山はるの
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２５７号
京都市伏見区桃山水野左近西町51番地　エスポワール桃山105号室
破産者　伊藤雅商店こと　伊藤　雅之
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５７４９号
奈良県香芝市穴虫1066番地２
破産者　清水　宏能
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７００３号
大阪市浪速区日本橋東３丁目14番10―707号、前住所奈良県生駒郡平群町菊美台３丁目４番８号
破産者　民谷　雅人
１　決定年月日　平成25年９月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部